

## 上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるようにするとともに、介護者の負担を軽減することができる住環境を整備するため、高齢者等の身体状況に適した住宅への改造等に必要な経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する高齢者等又は当該高齢者等と同一の世帯に属する親族とする。ただし、当該高齢者等の属する世帯の世帯員の前年の収入の合計額が600万円以上のときは、補助対象者とししない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている人
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている人で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の級別の障害があるもの
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている人で、障害の程度欄にAと表示されているもの

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、現に同項各号のいずれかに該当するための手続を行っており、かつ、当該手続に係る決定を受けるまでの間にある高齢者等及び当該高齢者等と同一の世帯に属する親族を補助対象者とすることができる。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条第1項及び第2項に規定する高齢者等（以下「対象高齢者等」という。）又はその親族が所有し、かつ、対象高齢者等が居住する住宅を高齢者等が居住しやすくするために行う改造等のうち、次に掲げるもの（増改築を含み、全面的な建替えを除く。以下「リフォーム」という。）に要する経費とする。ただし、当該経費のうち、介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費若しくは同法第57条に規定する介護予防住宅改修費又は重度身体障害者日常生活用具給付等事業による住宅改修費の支給を受けた額を除く。

- (1) 居室又は廊下等の改造

- (2) トイレの改造
  - (3) 浴室の改造
  - (4) 玄関の改造
  - (5) 段差解消機又は階段昇降機の設置
  - (6) ホームエレベーターの設置
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助基準額に対象高齢者等の属する世帯の別表左欄に掲げる世帯区分に応じ、同表右欄に定める補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の補助基準額は、次に掲げる対象高齢者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する人 30万円（対象経費が30万円未満であるときは、当該対象経費の額）
- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する人 50万円（対象経費が50万円未満であるときは、当該対象経費の額）

3 前項第2号の規定にかかわらず、第2条第1項第2号又は第3号に該当する人で同項第1号に該当するもの及び重度身体障害者日常生活用具給付等事業による住宅改修費の支給対象に該当するものの補助基準額は、30万円（対象経費が30万円未満であるときは、当該対象経費の額）とする。

4 補助金の交付は、1世帯当たり1回を限度とする。ただし、対象高齢者等の身体状況の変化により新たにリフォームが必要となった場合で市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付申請の特例)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 工事図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第6条 規則第4条の規定により付する条件は、リフォームにより取得し、又は効用の増加した設備又は住宅のうちリフォームに係る部分を補助金の交付の目的に沿って使用するとともに、その適正な管理運用を図ることとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助金の交付申請を行った人は、リフォームを中止しようとするときは、高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付申請取下書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第8条第1項の必要な書類は、高齢者及び障害者向け住宅リフォーム完了届(第3号様式)とする。

2 規則第8条第2項の市長が別に指定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他対象経費の支払を証する書類

(2) 工事写真

(3) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類(同条第2項の補助対象者に限る。)

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第9条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(対象高齢者等が死亡した場合の補助金の交付)

第10条 市長は、対象高齢者等がリフォームの完了前に死亡したときは、第4条第1項に規定する補助金の額の範囲内で必要と認める額の補助金を交付することができる。

(財産の処分の制限に係る規定の適用除外)

第11条 規則第12条ただし書の規定により、同条本文の規定は、適用しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年6月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱の規定は、この要

綱の実施の日以後申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第7条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱の様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱の様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について

適用する。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月3日から実施する。

別表（第4条関係）

世帯区分	補助率
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	10分の10
前年分の所得税が非課税である世帯	4分の3
その他の世帯	2分の1

第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者 住 所 上越市  
氏 名  
電話番号

次のとおり補助金の交付を申請します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年	月	日
	個人番号					
	要介護（支援）認定	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援	被保険者番号			
	身体障害者手帳	級	手帳番号			
	療 育 手 帳	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	手帳番号			
世 帯 員 (対象者を除く。)	氏 名	対象者との続柄	年齢	個人番号		
補助事業の 目的及び内容	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 向け住宅リフォーム補助事業 <input type="checkbox"/> 改造 ( ) <input type="checkbox"/> 設置 ( )					
事 業 費	収 入		支 出			
	区 分	金 額	区 分	金 額	説 明	
	市 補 助 金	円		円		
	計		計			
交付を受けようとする 補助金の額		補助事業の完了 予定期日	年	月	日	
同 算 出 基 礎						
そ の 他	見積書、図面等を添付					

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- 住宅リフォームにより暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (1)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。  
 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(交付・不交付の決定)

※ 補助金の名称	上越市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金	※ 交付決定額	円
※ 交付条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付時期及び金額</li> <li>・不交付の場合 その理由</li> <li>・補助金決定の経過</li> <li>・交付条件</li> <li>別添 補助金交付決定通知書のとおり</li> </ul>	※ 支 出 科 目	.
		※ 予 算 額	
			千円

※欄は、記載しないでください。

第2号様式（第7条関係）

高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）上越市長

取下者 住所 上越市

氏名

年 月 日に申請した高齢者及び障害者向け住宅リフォーム補助金の交付について、次の理由によりリフォームを中止したいので、申請を取り下げます。

取下げの理由

--

第3号様式（第8条関係）

高齢者及び障害者向け住宅リフォーム完了届

年 月 日

（宛先）上越市長

届出者 住所 上越市

氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定通知のあった高齢者及び  
障害者向け住宅リフォーム補助金の対象工事が完了したので、届けます。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）